

01 令和4年1月から高齢者いきいき活動ポイント事業を開始します

●長寿保険課(役場1階) ☎823-9609 FAX.823-9627

健康寿命の延伸、介護予防および社会参加を推進することを目的として、高齢者が参加する介護予防活動や地域活動に対してポイントを付与し、貯めたポイントに応じて奨励金を支給する事業を令和4年1月から開始します。

対象者 海田町在住の65歳以上の人(基準日は1月1日)

ポイント付与期間 令和4年1月1日～令和4年12月31日(1年間)

ポイント付与方法 活動団体が専用のスタンプをポイント手帳に押印します。

ポイント手帳の交付方法 対象者からの申請により交付します。

対象となる活動

- ・健康づくり・介護予防・社会参加に取り組む活動
- ・健康診査などの受診
- ・地域の支え手となる活動(ボランティア活動)

奨励金 1人:100ポイント10,000円まで

活動団体の登録およびポイント手帳の交付は申請が必要です。

活動団体の登録申請は9月からを予定しています。

ポイント手帳の申請受け付けは10月からを予定しています。

くわしくは、今後、広報かいたや海田町ホームページなどでお知らせします。



高齢者いきいき活動ポイント事業のイメージ図



02 敬老祝品の贈呈について

●長寿保険課(役場1階) ☎823-9609 FAX.823-9627

ご長寿をお祝いして、9月に対象の人に祝品・祝金を贈呈します。対象者は8月1日に町内に居住している人で、各対象年齢になられる人です。祝品の対象者には、8月中旬に案内を送ります。

敬老祝品

対象者(誕生日)	祝品
75歳(S21.1.2からS22.1.1まで)	選べる特産品 ギフト
80歳(S16.1.2からS17.1.1まで)	
85歳(S11.1.2からS12.1.1まで)	
90歳(S6.1.2からS7.1.1まで)	
95歳(T15.1.2からS2.1.1まで)	

敬老祝金

対象者(誕生日)	祝金の額
77歳(S19.1.2からS20.1.1まで)	5,000円
88歳(S8.1.2からS9.1.1まで)	10,000円
100歳以上(T11.1.1以前)	30,000円